

図説

地方税

自治省税務局企画課長

津田 正 編

財 経 詳 報 社

図 説

地 方 税

津 田 正 編

図説 地方税

定価1200円

昭和 53 年 11 月 15 日 初版発行 ©

検 印
省 略

編 者 津 田 正
発行者 長 畑 寛 照
発行所 株式会社 財 経 詳 報 社

東京都港区東新橋1-2-14
電 話 東 京 (572) 0 6 2 4 (代)
振替口座 東京 7-2 6 5 0 0 番

落丁・乱丁本はお取替えいたします

(印刷・製本 トータルブックプレス)
1033-66054-2797

は し が き

税は、国税、地方税を問わず公平でなければなりません。税における公平を貫ぬこうとすれば、いきおい税制度そのものも詳細な部分まで明確に規定されてくることになります。他面税制が国民・納税者に分り易いことも必要です。この二つの要請をともにみたすことは、なかなか難しいことです。分り易い税制に重点を置けば、細かい規定を設けないことになりますし、そうすれば制度の運用面において、取扱いにいろいろと違いが生じて、ひいてはこれが税の公平をこわすことにもなるでしょう。しかしながら、この二つの要請は、両者の調和を図りながら、分り易い税制に意を払っていくべきものと考えます。

地方税は、各地方団体がその地域の方々の福祉の向上を目指して行う諸施策の基本的な財源となるもので、地方税として国税の場合とは異なる考え方も種々含まれています。

地方税関係の方々が、複雑多岐にわたる地方税法そのものと真正面から取り組まれて必要な知識を得られるということもありましょうが、一つの方法として、地方税制全体を先ず概略的に把握されるほうが益するところが大きいと考えます。

このような観点から、地方税制を易しく理解していただく一助になればと願い、このたび「図説地方税」を発刊することになりました。図説により、地方税制をまとめたものは、本書が初めての試みですが、できるだけ分り易く図示すると同時に簡潔にかつていねいに説明することを心掛けたつもりです。

本書が地方税務関係者をはじめ，地方税にかかわりのある方にいささかでもお役に立ちますならば，私の望外の喜びとするところです。

昭和53年10月

自治省税務局企画課長

津 田 正

目 次

はしがき

第1編 総 説

概説	2
第1節 地方税制の体系	4
第2節 地方税の賦課徴収	6
1 地方税の当事者	6
2 地方税と他債権との調整	8
3 地方税徴収の手続	10
4 地方税債権の消滅事由	12
5 納税者救済措置	14
第3節 地方税収入の推移と現状	16
1 租税負担率	16
2 租税総額中に占める国税及び地方税の割合	18
3 租税の実質的配分	20
4 国税及び地方税における税目構成	22
5 地方税収入額の推移	24
6 歳入中に占める税収の状況（その1 各地方団体における歳入中 に占める税収割合）	26
歳入中に占める税収の状況（その2 地域における税源の所在状 況）	28
7 直間比率	30
8 地方税の中期的展望（その1 ケースⅠ）	32
地方税の中期的展望（その2 ケースⅡ）	34

第2編 道府県税

概説	36
第1節 法人住民税	38
1 しくみ	38
2 課税標準	40
3 税率	42
4 納税義務者—法人の分割—	44
5 課税の状況	46
第2節 法人事業税	48
1 しくみ	48
2 課税標準	50
3 税率	52
4 法人の分割	54
5 納税義務者	56
6 課税の状況	58
第3節 個人事業税	60
1 しくみ	60
2 課税標準	62
3 税率	64
4 課税事業	66
5 課税の状況	68
第4節 その他の諸税	70
1 不動産取得税（その1 しくみ）	70
不動産取得税（その2 課税の状況）	72
2 道府県たばこ消費税（その1 しくみ）	74
道府県たばこ消費税（その2 課税の状況）	76

3	娯楽施設利用税（その1 しくみ）	78
	娯楽施設利用税（その2 課税の状況）	80
4	料理飲食等消費税（その1 しくみ）	82
	料理飲食等消費税（その2 課税の状況）	84
5	自動車税（その1 しくみ）	86
	自動車税（その2 課税の状況）	88
6	自動車取得税（その1 しくみ）	90
	自動車取得税（その2 課税の状況）	92
7	鉦区税（その1 しくみ）	94
	鉦区税（その2 課税の状況）	96
8	狩猟免許税及び入猟税（その1 しくみ）	98
	狩猟免許税及び入猟税（その2 課税の状況）	100
9	軽油引取税（その1 しくみ）	102
	軽油引取税（その2 課税の状況）	104

第3編 市町村税

	概説	106
第1節	個人住民税	108
1	個人の住民税のしくみと納税義務者	108
2	個人の均等割	110
3	所得割の課税標準	112
4	所得控除	114
5	課税最低限	116
6	所得割の税率	118
7	税額控除	120
8	申告等	122
9	徴収の方法	124

10	退職所得に係る課税の特例	126
11	土地等の譲渡による所得に対する分離課税の特例	128
12	みなし法人課税の特例	130
13	住民税と所得税の比較	132
第2節 固定資産税		134
1	性格と現状	134
2	課税のしくみ	136
3	納税義務者	138
4	非課税	140
5	課税標準	142
6	課税標準の特例	144
7	住宅用地に対する特例	146
8	大規模償却資産の特例	148
9	固定資産の評価と価格の決定	150
10	免税点	152
11	税率	154
12	賦課及び徴収	156
13	新築住宅の減額措置	158
14	土地に対する負担調整措置	160
15	市街化区域農地に対する課税の特例	162
16	固定資産評価審査委員会	164
第3節 その他の諸税		166
1	電気税及びガス税（その1 しくみ）	166
	電気税及びガス税（その2 変遷と現況）	168
	電気税と産業用非課税措置	170
2	軽自動車税（その1 しくみ）	172
	軽自動車税（その2 現状）	174

3	鉱産税（その1 しくみ）	176
	鉱産税（その2 現況）	178
4	木材引取税（その1 しくみ）	180
	木材引取税（その2 現況）	182
5	水利地益税・共同施設利用税のしくみと現況	184
6	入湯税（その1 しくみ）	186
	入湯税（その2 現況）	188
7	国民健康保険税（その1 しくみ）	190
	国民健康保険税（その2 現況）	192
8	事業所税のしくみと現況	194
9	都市計画税（その1 沿革）	196
	都市計画税（その2 性格）	198
	都市計画税（その3 課税のしくみと現況）	200
10	特別土地保有税（その1 創設の経緯）	202
	特別土地保有税（その2 性格）	204
	特別土地保有税（その3 課税のしくみ）	206
	特別土地保有税（その4 免税点及び非課税）	208
	特別土地保有税（その5 徴収猶予制度）	210
	特別土地保有税（その6 免除制度）	212
	特別土地保有税（その7 課税の状況）	214
11	法定外普通税（その1 許可基準等）	216
	法定外普通税（その2 現況）	218

第4編 国際関係と地方税

	概説	220
1	外交関係と地方税	222
2	租税条約等と地方税	224

圖說

地方稅

第1編 総説

概説 地方税は、地方団体が課す税金です。地方団体とは、都道府県、市町村のことで、昭和53年4月現在47都道府県、3,256市町村からなっています。一口に地方税といっても、具体的に課税団体一つをとらえただけでも国税と異なる部分があることに気付くことでしょう。このように、地方税は、全国の3千3百余の地方団体が課税団体となり、それぞれの地方団体に何らかのかかわりのある者に負担を求めているものですが、個々の課税団体がそれぞれ勝手に地方税を賦課し、徴収することとなると、二重課税やその取扱いに差異が生じ、混乱や納税者間の不公平等がでてくるため、日本国憲法、地方自治法の規定をうけて「地方税法」が定められています。地方税を課すには、その地方団体の条例の定めを欠くことはできないことはいうまでもありませんが、地方税法は、全ての地方団体が守るべき枠組を全地方公共団体共通のことがらとして規定しているものです。

地方税は、地方団体がその地域の住民のために行う諸施策の財源となるもので、自分達が住んでいる町や県をより良くするためにお互いに負担し合うという精神に支えられているものです。地方自治といえば、固苦しく分かり難くなりますが、要するに、自分達の町や県をさらに住み良いものとするために、お互いに応分の負担をし合うことにより、自分達の町や県の施策に参画していくことでもあると考えられます。

地方団体が行っている施策一仕事は、時とともに、その質、量ともに変化してきており、今後ともさらに変化していくでし

ょう。地方団体の仕事は、今や、子供が生まれる前から墓場の後までともいわれています。しかも、その仕事は、そこに住んでいる人々の日常生活に大きなかかわりのあることが大部分で、景気の良し悪しにかかわらず、行わなければならないという性格を持っています。このことは、地方税がどうあれば望ましいかを考える場合の一つの面の要素をなしているわけです。

現行の地方税制の体系は、第1節で述べるとおりですが、道府県税14税目、市町村税17税目からなっています。そして、各税目を通じての特徴は、全地方団体に広く税源があること、収入面で安定性があること、それなりの伸張性もありうること、地方団体との関連性がうかがえること等の点です。

次に、地方税収入の推移と現状はどうなっているか、地方歳入中の地方税の状況、国税の場合との比較、各税目別の状況、租税の国・地方を通ずる実質配分、租税負担の問題等は、第3節でのべることとしました。

地方税といえども外国との係りがあります。この概要は、第4編でふれることとしました。

第1節 地方税制の体系 地方税は、狭義には、地方団体がその地域内の税源から直接に賦課徴収するものをいい、課税団体の種類からみて道府県税と市町村税とに分かれ、またその使途からみて普通税と目的税とに区別されます。普通税とは、その税収入がなんら使途を制限されることなく地方団体が自由に使用できるものであり、目的税とは、その税収入が特定の目的のために使用されなければならないものとされている税です。普通税のうち、地方税法で税目その他を規定しているものを法定普通税と呼び、地方団体が自治大臣の許可を得て独自に設けることができるものを法定外普通税と呼んでいます。現在、法定外普通税として課されているものには、道府県の場合、石油価格調整税及び核燃料税が、市町村の場合、商品切手発行税、広告税、砂利採取税等があります。また、目的税のうち、水利地益税、都市計画税、共同施設税、宅地開発税及び国民健康保険税は、その課税の任意性が認められています。

狭義の地方税のほか、広い意味で地方税とみられるものとして、地方譲与税と地方交付税とがあります。地方譲与税は、国が地方道路税、石油ガス税、自動車重量税、航空機燃料税及び特別とん税として徴収したものの全部又は一部を法令に定める基準により地方団体に譲与するものです。このほか、道府県が徴収した自動車取得税及び軽油引取税の一部が市町村及び指定都市に、ゴルフ場に係る娯楽施設利用税の一部が所在市町村に、それぞれ交付されることになっております。地方交付税は、地方団体間の財源の均衡化と一定水準の財源保障とを目的としたものですが、地方団体全体の一般財源として当然帰属するという意味で一つの地方税と観念することができます。

地方税制の体系



第2節 地方税の賦課徴収

1 地方税の当事者 地方税債権債務関係の当事者の最も一般的なものは、地方団体と納税者又は納税義務者であるとされています。

地方団体とは、地方税法上の概念であり、道府県又は市町村を指します。地方税法がこのような独自の概念を用いている理由は、地方税法の規定の目的が課税権をもつ団体についての規制であり、課税権は原則として普通地方公共団体に帰属するので普通地方公共団体について規定すれば足りることとなりますが、都及び特別区については、道府県と市町村との関係とは異なった特殊な面があるため、地方税法の規定の仕方については、まず道府県及び市町村について規定し、しかるのちに、それらの規定を都及び特別区に準用することの方が合理的であると考えられたことによります。

次に、納税義務者は、地方税法の規定により地方税の納税義務があると定められた者をいい、課税客体の帰属者となります。また、納税者というのは、具体的に租税債務の額が確定した納税義務者をいい、一般的な賦課関係には前者、徴収関係を規定する場合には後者を用います。また、娯楽施設利用税における施設の経営者などのように特別徴収によって地方税を徴収し、かつ、納入する義務を負う者を特別徴収義務者といい、条例によって指定されています。納税管理人は、納税義務者が納税義務を負う地方団体に住所等を有しなくなった場合に納税に関する一切の事項を処理させるためにおくものとされています。

相続や法人の合併があると相続人や合併後の法人は被相続人や被合併法人の納税義務を承継し、納税者又は特別徴収義務者と特殊の関係にある者に対しては、一定の要件の下に第二次納税義務が課せられます。

地方税当事者の関係

